

# ファイナンシャル・アドバイザー協会のご紹介



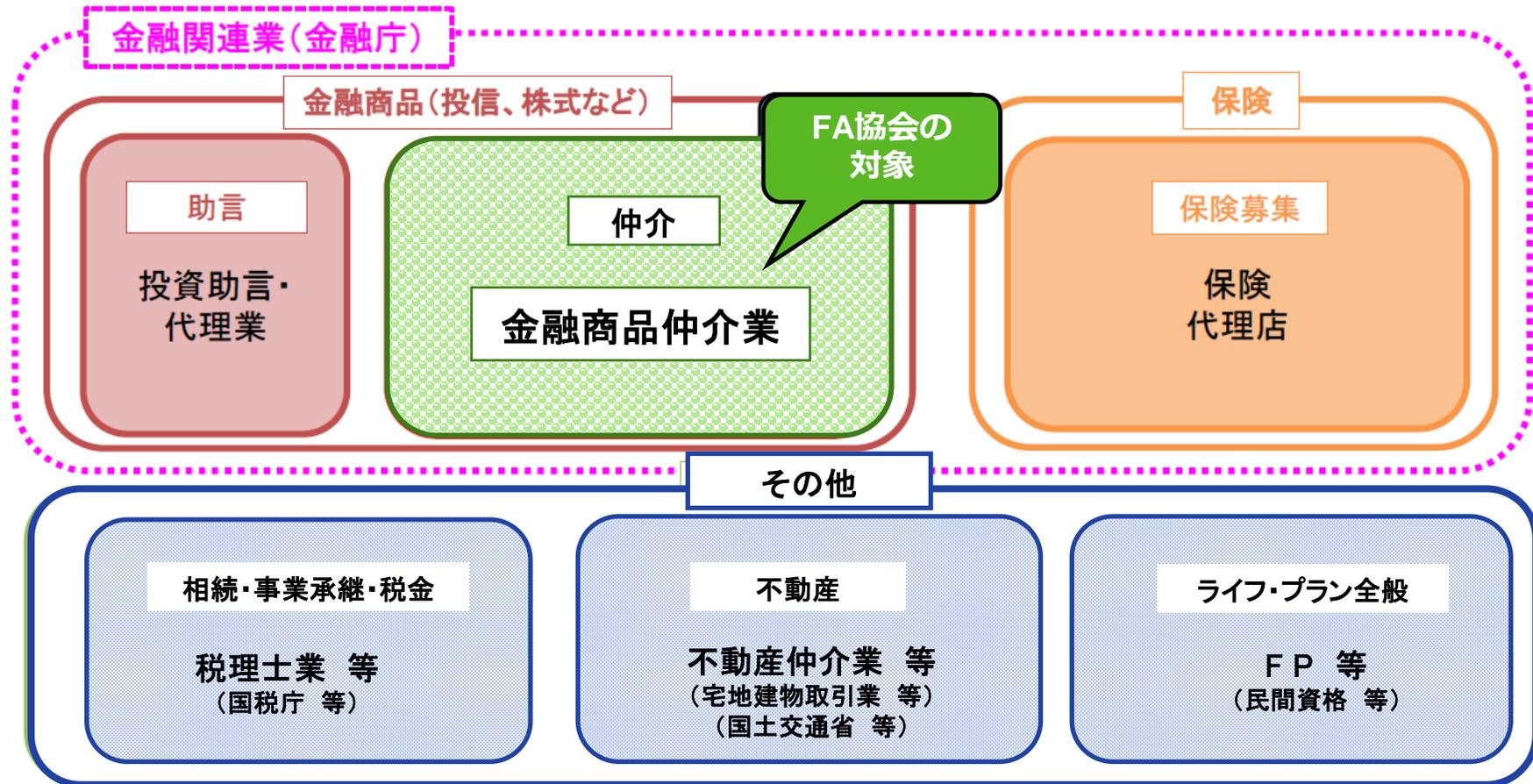
一般社団法人

ファイナンシャル・アドバイザー協会

The Financial Advisors Association of Japan

# 1. アドバイザーとなり得る主な業態

- 顧客の側に立ったアドバイザーとなり得る主体(注)には、投資助言・代理業※1、金融商品仲介業※2、保険代理店、税理士、不動産仲介業、FP（フィナンシャルプランナー）※3など様々な業者が存在。



(注)アドバイザーが「顧客の側に立って」いるかどうかは、法律上の定義(「一般利用者の委託を受けて」「金融機関のために」)だけでなく、報酬などのインセンティブ構造等にも留意し総合的に判断される必要があると考えられる。

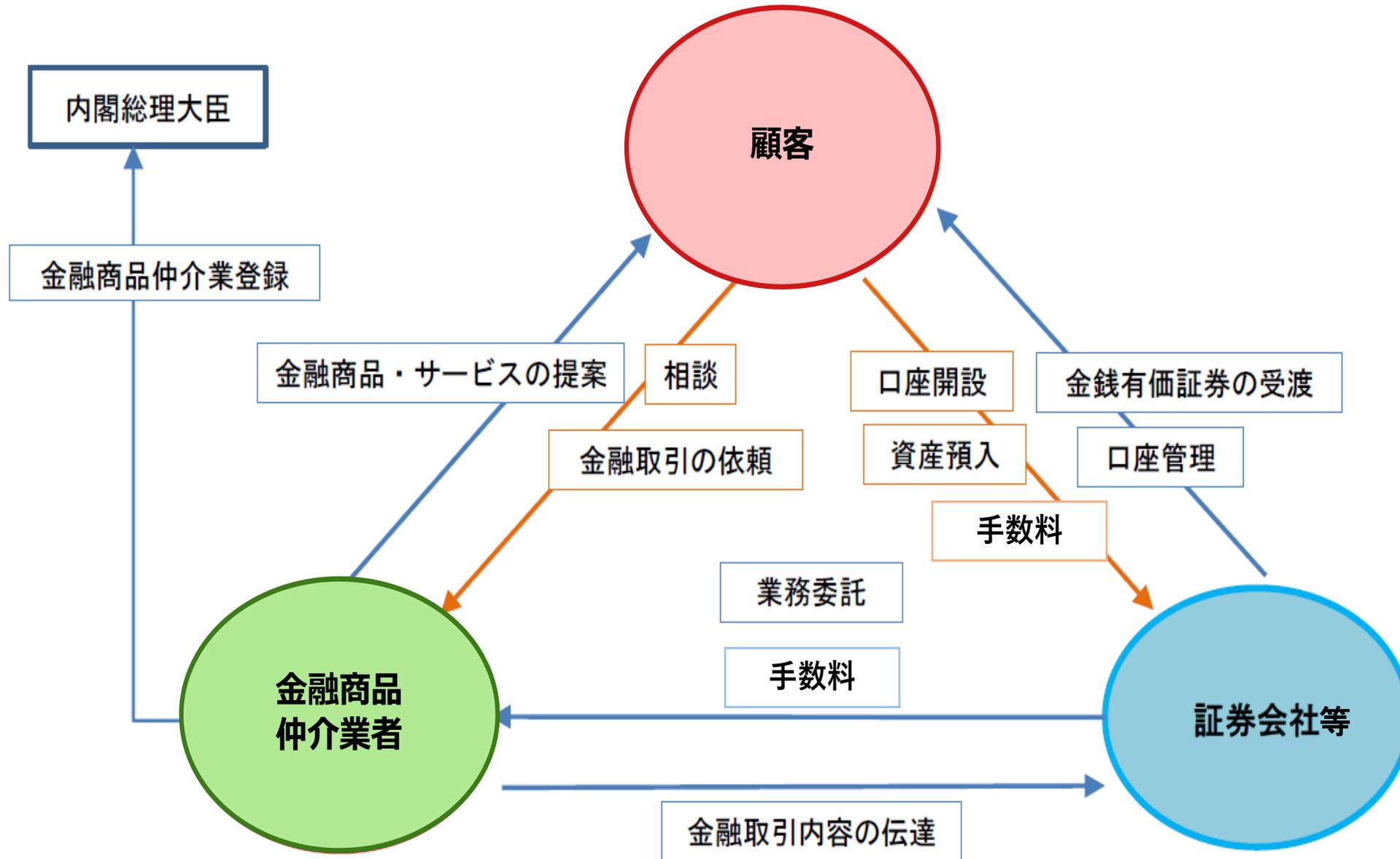
※1 金融商品取引法第28条第3項に定める投資助言・代理業。 ※3 FP資格では、個別の金融商品・保険等について助言・仲介・代理等することはできず、  
※2 金融商品取引法第66条に定める金融商品仲介業。 包括的なアドバイスを行うことができるに留まる。



## 2. 金融商品仲介業者について

- 金融商品仲介業者とは、金融商品取引業者（証券会社）等の委託を受け、「有価証券の売買等の媒介」や「有価証券の募集、もしくは売出しの取扱い」などを行う法人または個人のことを指します。
- 内閣総理大臣の登録を受けることにより有価証券等の売買の媒介等を行う業務を営むことができます。
- 金融商品仲介業者の業務内容は、取引の勧誘や仲介、申込みの受付等に限定されており、お客様は委託元の証券会社等と契約することになります。また、お客様の口座は委託元の証券会社等が管理致します。
- 金融商品仲介業者は、複数の証券会社等と業務委託契約を結ぶことが可能です。それにより、お客様は、一つの窓口で多様な商品の情報を得ることができ、お客様それぞれのニーズに合った最適な商品を選択することが出来ます。

### 3. 金融商品仲介業者のビジネスモデル

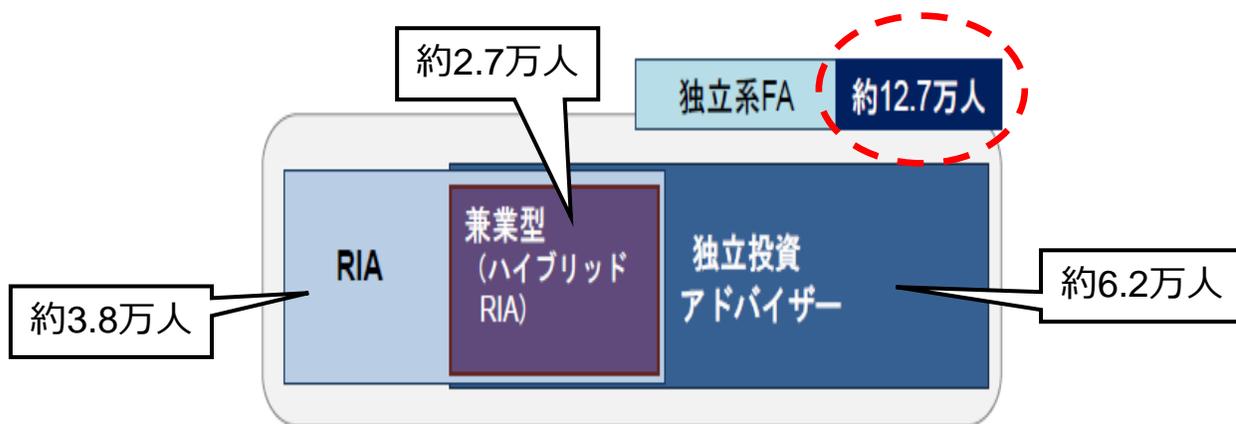


## 4. 日米の金融商品仲介業者数

- **米国の独立系ファイナンシャル・アドバイザー**は、2017年時点で、**約12.7万人**存在し、個人向けの資産運用などの金融サービス提供では、社員系アドバイザーと相並ぶ主力形態となっています。
- **日本における金融商品仲介業者**の登録外務員数（法人所属）は、近年増加傾向にあるものの、2018年12月末現在で**約3,500名**に留まっています。

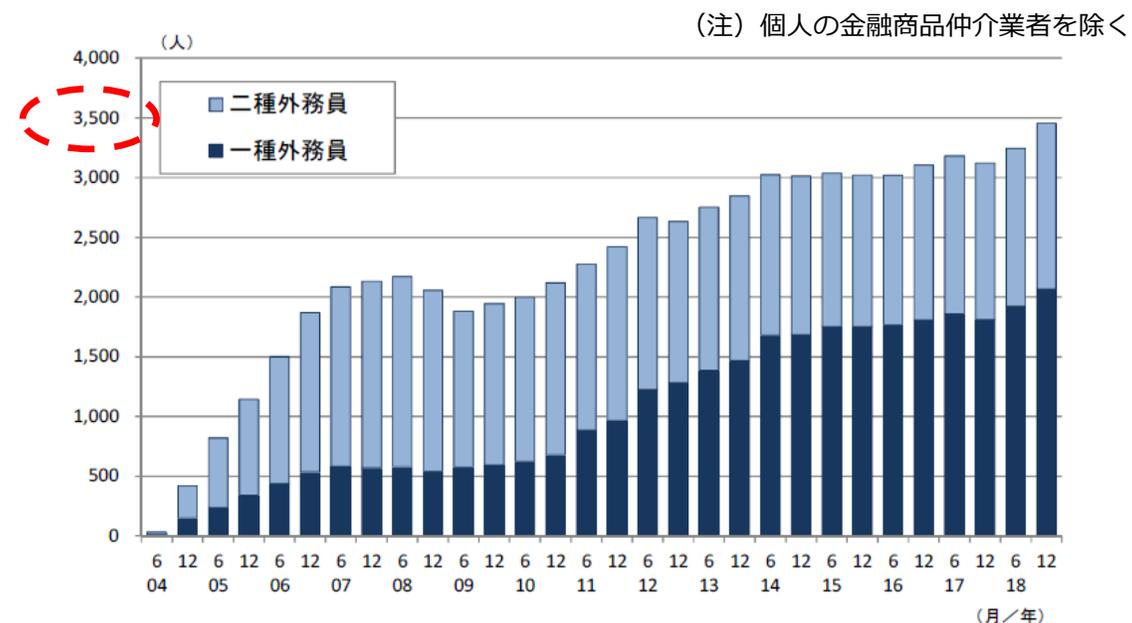
（注）他に個人の金融商品仲介業者としての登録外務員数が約300名おり、合計では約3,800名の規模。

【米国 独立系ファイナンシャル・アドバイザー数】



（注）米国における独立投資アドバイザー／RIA といった担い手を総称して独立系FA と表記

【日本 登録外務員数（法人所属）の推移】



## 5. 金融商品仲介業者を取り巻く環境

- 少子高齢化の進展により、社会保障制度が様々な課題に直面する中、**個人の資産形成・資産管理の重要性が高まる傾向**
- 近年、金融庁において、国民の安定的な資産形成を図るためには、金融事業者が、顧客本位の業務運営に努めることが重要であるとして、「顧客本位の業務運営に関する原則」の公表、共通KPIの策定など、**「顧客本位の業務運営」の浸透・定着に向けた取組みを強化**
- ネット上での個人の株式や投資信託の売買手数料をゼロにする動きが加速する中、**対面サービスの付加価値がより問われる時代**
- 単に金融商品の仲介を行なうのみならず、**顧客のライフステージに応じた資産計画の策定や資産関連の総合的なアドバイス**により、その**目標達成に向けた実行支援までも行なう**ファイナンシャル・アドバイザー（FA）の役割の重要性が高まりつつあります



- **FAが真に顧客の立場に立ちアドバイスを行なうための支援**と、我が国における**FAの普及促進**などを目的とし、「一般社団法人 ファイナンシャル・アドバイザー協会」を2020年1月に設立



(注) 設立メンバーは、SBIマネープラザ（株）、GAIA（株）、ファイナンシャルスタンダード（株）、（株）Fanの4社



# 7. 金融商品仲介業者の会員一覧（正会員15社+法人アソシエイト3社）

正会員（15社）

（2020年7月10日時点）



法人アソシエイト（3社）



協会ホームページの「会員紹介」に掲載しております。  
 ロゴをクリックすると、各社の基本情報をご覧頂けます。

## 8. 正会員（金融商品仲介業者）の入会審査

- 当協会の正会員（金融商品仲介業者）は、入会の際、**顧客本位の業務運営の取り組み状況について、協会の審査を受けます。**
- また、**入会に際し、協会が制定した倫理綱領を遵守する旨誓約**しており、協会は、遵守状況を定期的にモニタリングします。

### ■ 定性項目の検証

#### 主要項目

- ① 企業理念・ビジネスモデル（明確なビジネスモデルの有無）
- ② ターゲット層および当該層へのサービス内容（専門性、多様性）
- ③ 顧客マーケティング手法の適切性
- ④ **従業員（業務委託契約も含む）の業績評価体系の適切性**
- ⑤ ガバナンス・コンプライアンス体制（「顧客本位の業務運営」の観点より、工夫している点）

販売手数料に偏った業績評価体系となっていないか

### ■ 定量項目の検証

#### 主要項目

- ① 顧客年齢別の口座数・預かり資産残高
- ② 商品別預かり資産残高
- ③ 従業員一人あたりの預かり資産残高
- ④ **資産収益率**（法人単位・個人単位（トップ5）の「収益 / 預かり資産残高」）

顧客ニーズに反し、過度な回転売買を行っていないか

# 【ご参考】 ファイナンシャル・アドバイザー協会の事業計画（令和2年度）

【20年4月～6月】 ⇒

1. 協会の体制固め（規程の整備、会員審査体制の整備、HP構築、専用事務所の設置など）

【主に20年7月以降】

2. 会員の営業実態の把握・見える化

3. 会員の専門性向上

真に「顧客本位の業務運営」に取り組む  
ファイナンシャル・アドバイザーの  
支援及び普及促進

4. 会員の認知度向上

6. 会員の業務支援

5. 他協会との連携

7. 会員間の情報共有



一般社団法人

ファイナンシャル・アドバイザー協会

The Financial Advisors Association of Japan

<https://www.faa.or.jp/>

「FA協会」で検索願います